

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和4年4月25日(月) 午後1時30分～午後3時
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：佐々木会長、森本副会長、内野委員、小川委員、乃一委員、原田委員、森林委員、山田委員 欠席者：加園委員、比留間委員 事務局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任(法務係) 実施機関：子ども青少年課係長(手当・青少年係)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (6) その他
議 題	(1) 令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務における保有個人情報の目的外利用について (2) その他 ア 武蔵村山市個人情報保護審議会会議の今後の進め方について イ 次回以降の日程について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 保有個人情報の目的外利用及び当該目的外利用を行う際の本人への事前通知の省略を可とする。 (2) ア 事務局案のとおり進めることとする。 イ 令和4年5月12日(木)の午後1時30分から、6月10日(金)の午前10時から、7月8日(金)の午前10時からそれぞれ会議を開催する。 8月については、次回会議で再度日程を調整する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	○ それでは、ただ今から、令和4年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。 本審議会の会議については、「武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領」第2条の規定に基づき、「公開」を原則として審議を進めております。 本日の会議については、会議開会前に文書法制課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催いたします。 報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について ○ はじめに、報告事項ですが、御異議がなければ、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(5)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで一括での報

告を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 異議なし
- それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(5)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで一括で、事務局に報告を求めます。

- それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」報告いたします。

会議次第の1ページ及び報告資料の3ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始に係る届出がなされた件数は6件です。詳細につきましては、報告資料の3ページから5ページまでのとおりでございます。

なお、保有開始年月日が平成24年等のものがございますが、これらは、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。今後も、適切な届出について主管課に対して指導を行ってまいりますので、御了承ください。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」報告いたします。会議次第の2ページ及び報告資料の9ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更に係る届出がなされた件数は1件です。詳細につきましては、報告資料の9ページのとおりでございます。

なお、変更の理由欄に記載された「自体」は「辞退」の誤りですので、訂正いたします。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」報告いたします。会議次第の3ページ及び報告資料の13ページを御覧ください。条例第6条第2項の規定による個人情報を取り扱う業務の廃止に係る届出がなされた件数は12件です。詳細につきましては、報告資料の13ページから18ページまでのとおりでございます。

なお、廃止年月日が平成27年3月31日となっておりますが、これは、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。

次に、報告事項(4)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」報告いたします。会議次第の4ページ及び報告資料の21ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づき届出がなされた件数は、8件でございます。詳細につきましては、報告資料の21ページから24ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」報告いたします。会議次第の5ページ及び報告資料の27ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づく届出がなされた件数は、88件でございます。詳細につきましては、報告資料27ページから57ページまでのとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

【主な意見等】

- 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に記載されている個人情報の記録項目について、入所指数は個人情報となるのでしょうか。また、健康状態や障害といった項目は、入所指数に係る項目でしょうか。
- 保育所等利用事務の届出については、子ども青少年課が行ったものであるため、事務局が全てを把握しているわけではありませんが、分かる範囲でお答えいたします。一般的に、入所判定においては、入所希望者

の状態に応じて入所指数を定めるため、入所指数は個人情報と考えております。また、入所指数の決定においては、健康状態や障害等を考慮する必要があることから、それらの項目を申請書に記載させて収集しております。

- これらの項目は、児童に係るものでしょうか。
- 児童及びその保護者に係るものと認識しています。
- 様々な情報を基に入所指数を決定するというのであれば、その決定に必要な情報は入所指数に含めてしまってもよいのではないのでしょうか。
- いただいた御意見を基に事務局と届出を行う課とが調整し、より適切な個人情報の管理を図ることとします。
- 届出の遅れが散見されますが、何か理由があるのでしょうか。
- 各年度の4月及び10月に各課への通知や電子掲示板により届出を含めた個人情報保護制度に係る手続について周知しているところではありますが、浸透しきっていないものと考えます。
- 今後、このようなことがないように注意をしていただきたいと思います。
- 以前にも同様の指摘をしていますので、注意していただきたいと思います。また、同一の職員が届出を遅らせているというようなことはないのでしょうか。
- 例えば、ある課で届出を遅らせていた職員が、別の課に移動して再び届出を遅らせているというようなことはありません。
- 外部提供の届出の49ページから、地域包括支援センターに対して「居宅（介護予防）サービス計画書の作成業務」として個人情報を提供したという報告がなされていますが、他の地域包括支援センターには提供されていないのでしょうか。
- 北部地域包括支援センター以外の地域包括支援センターにつきましては、該当する届出の「外部提供により業務を行った機関の名称」欄に記載された「ほか〇〇件」に含まれております。
- 外部提供の届出の54ページ以降に記載された「小学校通学路防犯カメラ設置業務」について、何度か防犯カメラ映像の提供の依頼があったようですが、これに関して市民から意見や不安の声があったというようなことはありませんか。
- 当該業務を所管している教育総務課からは、そのような報告は受けておりません。
- これが犯罪の抑止や犯罪者の逮捕等につながることを期待しています。
- 提供後の廃棄時期は届出ごとに異なりますが、廃棄されたことの確認はされているのでしょうか。
- 各部署が保有する個人情報については、紙については溶解処分し、業者から証明書の提出を受けています。また、ハードディスクについてはソフトウェア等で復元できないようにデータを消去しています。
外部提供先における個人情報の廃棄については、届出を行った部署が電話等で確認をしているものと認識しておりますが、職員が直接廃棄の確認を行う等はしておりません。

報告事項

(6) その他

- 報告事項(6)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 報告事項はありません。

議題

(1) 令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務における保有個人情報の目的外利用について

○ 議題(1)「令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務における保有個人情報の目的外利用について」を議題とし、事務局に説明を求めます。

● それでは、「令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務における保有個人情報の目的外利用について」御説明いたします。会議次第の7ページを諮問書と併せて御覧ください。

当該事務は、既に実施しております「令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業」において給付の対象外とされた児童手当の所得制限を超過した者に対して、市が独自にその生活を支援するための給付金を支給することとしたものです。

当該事務は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた世帯を支援する目的で実施するものであることから、可能な範囲で申請勧奨通知を行い、より多くの対象者が給付を受けられるようにするため、子ども家庭部子ども青少年課が、同課が児童手当支給事務のために保有する個人情報を目的外利用すること及びその際の本人への通知の省略について、今回、諮問させていただくものでございます。

詳細につきましては、子ども青少年課から御説明させていただきます。

● それでは、令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について御説明いたします。

資料1を御参照ください。

はじめに「1 概要」でございませう。令和3年12月に本審議会に諮問し、保有個人情報の目的外利用に係る答申を得て実施いたしました「令和3年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金」では、国の指定により、児童手当の所得制限の範囲内の者を対象としたところございませうが、今回の諮問に係る給付金は、ここで対象外とされた者を支援する目的で、市が独自に、対象児童1人当たり10万円を給付するものでございませう。

次に、「2 保有個人情報の目的外利用を行う理由」でございませう。別紙1の上から2番目の項目「給付対象者」を併せて御覧ください。今回の諮問に係る給付金の対象者のうち、(1)の令和3年9月分の児童手当特例給付受給者については、児童手当支給事務のために保有する個人情報を利用して特定することが可能でせう。

先に御説明しましたとおり、本給付金の目的は、新型コロナウイルスの影響を受けたにもかかわらず「令和3年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金」に係る給付を受けられなかった者を支援することですので、可能な範囲で申請勧奨通知を行い、より多くの対象者が給付を受けられるようにすることは、行政執行上の必要があるものと考えております。

目的外利用を行う項目につきましては、別紙1の1番下の項目「目的外利用する項目及び趣旨」を御覧ください。まず、児童手当特例給付を受給した事実につきましては、「公的扶助」に含まれております。またそれに付随して対象者を特定するために必要な情報として「氏名、性別、住所、生年月日」を合わせて目的外利用したいと考えております。

なお、「電話番号」につきましては、必ずしも利用するとは限りませんが、例えば、何らかの事情により児童手当支給事務の情報が更新されず、申請勧奨通知が行えなかった場合等に、連絡手段を少しでも確保したいため、目的外利用する項目に含めているものでございます。

次に、令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務そのものについて御説明いたします。

資料1の「3 事務の内容」を御覧ください。名称は、令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金でございます。給付金を支給する根拠としましては、令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金支給要綱（仮称）となります。

別紙1の上から2番目の項目「給付対象者」を御覧ください。対象者につきましては、4つのパターンがございます。

1つ目として、令和3年9月分の児童手当特例給付を本市から受給した方。2つ目として、公務員の方で職場から令和3年9月分の児童手当特例給付を受給した方。3つ目として、高校生のみを養育している世帯のうち、保護者の所得が児童手当の所得制限を超えている方。4つ目として、令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する方で、その所得が児童手当の所得制限を超えている方となります。

なお、(1)から(3)までの方につきましては、基準日である令和3年9月30日から令和4年4月1日まで継続して本市に住民登録されていること、(4)の方につきましては、対象児童が出生した日から令和4年4月1日まで継続して本市に住民登録されていることを条件としています。

次に、別紙1の1番目の項目「対象児童」を御覧ください。本給付金は給付対象者が養育する給付対象児童ごとに給付されるもので、対象児童は基本的に「令和3年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金」のものを踏襲しています。

続いて支給額ですが、対象児童一人当たり10万円です。

支給方法につきましては、申請を必須とし、対象者に該当するかどうかの審査を行った上で、申請書で指定された口座に振込みを行います。

よって、対象者に周知する必要がありますが、令和3年9月分の児童手当特例給付を本市から受給した方につきましては、既に御説明いたしましたとおり児童手当支給事務のために市が保有する個人情報を利用することで把握することが可能ですので、目的外利用を認める答申をいただけた場合は、勧奨通知を送らせていただきます。

その他の対象者につきましては、所得状況等を事前に把握することが困難で勧奨通知を行うことができないため、市報、ホームページ等で周知します。

なお、申請期間につきましては、令和4年6月中旬から令和4年9月30日までを予定しています。その他の詳細な情報につきましては、資料1別紙1及び2を御確認ください。

なお、余談になりますが、今回の諮問に係る給付金と並行して、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に生まれた児童の保護者に対しても対象児童1人当たり10万円の給付を行います。こちらは、保有個人情報の目的外利用等はいりませんが、参考に御紹介させていただきたく別紙3を添付いたしましたので、御確認いただければと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

【主な意見等】

- 申請は、自己申告によるのでしょうか。
- 令和3年9月分の児童手当特例給付を受給した方については、児童手当支給事務から目的外利用した個人情報を基に対象者を特定した上で通知を行います。それ以外の者に対してはホームページ等による周知を行い、申請を受け付けます。当該者については、所得が不明で対象者かどうかの確認ができないため、申請の際、申請者の個人情報を他の部署から収集することについて同意を得た上で、目的外利用により所得確認を行います。
- 所得制限を超えた場合、そもそも児童手当は給付されないと思いますが、目的外利用する意味があるのでしょうか。
- 児童手当には、法で所得制限が設けられていますが、我々が特例給付と呼称する時限的な措置として、制限を超えた者に対しても5千円を給付することとなっています。よって、所得制限を超える者についても、特例給付受給者として児童手当支給事務で個人情報を保有しています。
- 所得制限を超えている者は「令和3年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金」を受けていないことになると思いますが、今回、目的外利用をしてまで対象者を特定する必要があるのでしょうか。
- 「令和3年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金」については、例えば、申請忘れ等により受給しなかった又はできなかった対象者がいますが、今回の給付金は、あくまでも「所得制限を超えたことが理由で「令和3年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金」を受給できなかった者を支援すること」が目的ですので、それ以外の者を除外するため、所得の確認を行う必要があります。
- 以前、郵便局に行った際、18歳は成年なので、本人が手続きをする必要があると言われた記憶があります。高校生対象児童として、「平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童」が記載されていますが、現在は既に成年となっているはずで、その場合、申請は当時子どもであった対象児童がすることになるのでしょうか。
- 申請は、あくまで対象者である当時の保護者が行います。なお、対象児童については令和3年9月時点で考えるため、現に成年であっても対象となります。ただし、基準日時点で既に結婚し、独立していた等の理由により、受給対象者に監護されていなかった場合は対象外となります。
- DV被害者等、保護者と対象児童との関係がよくない場合は、どのように扱うのでしょうか。
- あくまで子どもを監護していることが条件となりますので、本人が対象児童を監護している旨の申告をし、住民基本台帳でそれが確認でき、またDV登録もされていない場合は、給付することとなります。ただし、対象児童がDV被害者であることを確認できた場合は、個別に対応を検討します。
- 対象は何人ほどでしょうか。
- 見込みでは、640人ほどの対象児童がいます。まず、本市における児童手当の対象児童は約8,000人で、そのうち特例給付に係る者が5%程度です。また、令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童が対象となることから、その5%程度を加えた見込みとなっています。

【審議結果】

- 議題(1)について、保有個人情報の目的外利用及び当該目的外利用を行う際の本人への事前通知の省略を可とします。

議題

(2) その他

- 次に、議題(2)「その他」を議題とし、事務局に説明を求めます。
- それでは、議題(2)のア「武蔵村山市個人情報保護審議会会議の今後の進め方について」説明させていただきます。資料2の「1 調査審議の方針」の(1)を御覧ください。

既にお知らせしておりますとおり、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「個人情報の保護に関する法律」、以下「個人情報保護法」と呼ばさせていただきますが、これの改正により、これまで、条例で独自の個人情報保護制度を運用していた地方自治体も個人情報保護法の適用を受けることとなります。

次に(2)ですが、地方公共団体及び地方独立行政法人に係る改正個人情報保護法の施行日は、資料に記載されておりますとおり「デジタル社会形成整備法公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日」とされており、令和5年4月1日となることが予想されています。

続きまして(3)について、改正個人情報保護法では、自治体が、個人情報の取扱いについて、条例等で独自の運用を定めることを原則として認めておりませんが、例えば、自治体の地域性等に基づき特に配慮が必要とされる個人情報を定めること等、例外的に独自の運用が認められた事項が存在すること及び開示請求手数料等、条例で規定するよう指定された事項が存在することから、それらの事項についてどのように規定するかを検討した上、武蔵村山市における「個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）」を制定する必要があります。

そこで(4)ですが、2に記載されておりますとおり、武蔵村山市個人情報保護条例第22条第2項において、武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項として「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」が規定されていることから、市が作成する条例の基礎となる事項について、皆様に御審議いただきたいと考えております。

具体的な日程としては、「3 審議会を開催予定及び審議内容」に記載されておりますように、まず、来月に第1回目の審議を行い、資料をお配りした上で、改正個人情報保護法の内容及び条例に基づく制度から法に基づく制度への移行による変更点等について事務局から説明させていただき、その後、8月まで、おおよそ1月に1回程度会議を開催し、個別具体的な条例規定事項について御審議をいただきたいと考えております。

また、8月の会議ののち、10月上旬から1か月程度パブリックコメントを実施し、そこで得られた市民からの意見を11月の会議で皆様にお伝えした上で最終的な答申を行っていただくことを予定しており、その後、市議会に議案として提出し、認められれば正式に条例として決定されることとなります。

なお、実際の条例において、どのような文章で記載されるかといった形式的な部分については、別途庁内に設置される例規文書審査会で検討されることとなりますので、皆様に御審議いただくのは、どのような内容の規定を置くかというような内容的な部分となります。

以上で説明を終了します。

【主な意見等】

- この議題では、どのようなことを審議すればよいのでしょうか。
- 日程調整については議題(2)のイで行いますので、ここでは、今後1月に1回程度会議を開催することや検討の内容等、今後の審議の進め方についての御意見をいただきたいと思えます。
- 制度の移行について、詳しく説明していただけると助かります。条例に基づく制度から法に基づく制度に変わるということによろしいでしょうか。
- お見込みのとおりです。現状、個人情報保護制度は各自治体が定める条例に基づき運用されていることから、自治体ごとに取扱いが異なるという問題があります。今回の法改正では、その点を是正することが目的の1つとなっており、改正法施行後、武蔵村山市個人情報保護条例の全部改正又は廃止及び制定により、法に基づく制度に移行することとなります。
- 改正法施行後は、基本的に、日本全国の自治体が法に基づく同一のルールで個人情報保護制度を運用することとなり、各自治体が条例で独自に定めることができる運用は最小限となります。
また、これまで、地方公共団体における個人情報の取扱いを監視・監督する機関はありませんでしたが、改正法施行後は、個人情報保護委員会という国の機関がそれらを行うこととなります。
- 改正法は既に公布されており、それに沿った内容になるよう検討するというのでしょうか。また、議会に提案する時期は12月ということによろしいのでしょうか。
- お見込みのとおりです。
- 本審議会の在り方も変わるのでしょうか。
- 現行の制度では、目的外利用や外部提供を行う場合、法に根拠がある等の場合を除き、今回の議題(1)で御審議いただいたように武蔵村山市個人情報保護審議会に諮問してその是非を判断していただくこととなっていますが、改正法施行後は、審議会にそういった諮問をすることはなくなります。

【審議結果】

- 議題(2)のアについて、事務局の案のとおりに進めてください。
- 続いて議題(2)のイについて説明を求めます。
- それでは、議題(2)のイ「次回以降の日程について」御説明いたします。
議題(2)のアで御説明しましたとおり、今後は定期的に会議を開催し、個人情報保護法施行条例案（仮称）に対する御意見を伺うこととさせていただきます。つきましては、第1回目の審議の日を令和4年5月11日（水）の午後、5月12日（木）の午前若しくは午後又は5月13日（金）の午後のいずれかとさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。
また、第2回目を令和4年6月6日（月）から10日（金）までのいずれか、第3回目を7月4日（月）から8日（金）までのいずれか、第4回目を8月8日（月）から10日（水）まで及び12日（金）のいずれかとさせていただきたいと考えておりますので、併せてお願いたします。
なお、時間につきましては、午前であれば9時30分から、午後であれば1時30分からを予定しております。また、11月の最終答申確認

	<p>につきましては、後日改めて日程を調整いたします。</p> <p>なお、本日欠席の委員の1人からは、仕事の都合により、できれば金曜日の開催をお願いしたいという意見をいただいております。ただし、金曜日でなくても、早めに御連絡いただければ対応は可能とのことです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 午前開催の場合、10時からとしていただくことは可能でしょうか。 ● 可能です。 ○ 8月については、盆の時期と重なることもあり、この場で予定を決めることは難しいです。 ○ 8月1週目等で再度調整いただくことは可能でしょうか。 ● 可能です。会場が確保できるかを確認し、再度調整します。 <p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議題(2)のイについて 今回は令和4年5月12日の午後1時30分から、その次は6月10日の午前10時から、その次は7月8日の午前10時からの開催とします。 なお、8月については、次回会議で事務局から再度日程案を示していただき、調整することとします。 ○ 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 これで、令和4年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。本日は、大変お疲れ様でした。 <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>傍聴者： _____ 0 人</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>()</p>
--------------------	--

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： _____)</p>
---------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部 文書法制課 (内線：385)</p>
--------------	---------------------------